

東京医科大学特定認定再生医療等委員会に関する規程の一部改正（案）

改正（案）	現行
<p>第1条～第3条（省略）</p> <p>（委員会の構成）</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成し、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。ただし、各号の委員は1名以上とし、他の号の委員を兼ねることはできない。</p> <p>（1） 分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家</p> <p>（2） 再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者</p> <p>（3） 臨床医（現に診療に従事している医師または歯科医師をいう。）</p> <p>（4） 細胞培養加工に関する識見を有する者</p> <p>（5） 法律に関する専門家</p> <p>（6） 生命倫理に関する識見を有する者</p> <p>（7） 生物統計その他の臨床研究に関する識見を有する者</p> <p>（8） 前各号に掲げる者以外の一般の立場の者</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。</p> <p>（1） 男女それぞれ2名以上両性で構成されていること。</p> <p>（2） 同一の医療機関（本学と密接な関係のある医療機関を含む。）に所属している者が半数未満であること。</p> <p>（3） 本学と利害関係を有しない者が含まれていること。</p> <p>3 委員会の審査のため、再生医療等について技術的な観点から検討する者（以下「技術委員」という。）を複数確保し、その中から再生医療等提供計画毎に適切な技術委員を選出し、委員会を運営しなければならない。技術委員は、当該再生医療の開始から終了にいたるまで一貫して審査に関わるものとする。</p> <p>4 委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者をオブザーバーとして出席させ、意見を聴くことができる。</p>	<p>第1条～第3条（省略）</p> <p>（委員会の構成）</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成し、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。ただし、各号の委員は1名以上とし、他の号の委員を兼ねることはできない。</p> <p>（1） 分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家</p> <p>（2） 再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者</p> <p>（3） 臨床医（現に診療に従事している医師または歯科医師をいう。）</p> <p>（4） 細胞培養加工に関する識見を有する者</p> <p>（5） 法律に関する専門家</p> <p>（6） 生命倫理に関する識見を有する者</p> <p>（7） 生物統計その他の臨床研究に関する識見を有する者</p> <p>（8） 前各号に掲げる者以外の一般の立場の者</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。</p> <p>（1） 男女それぞれ2名以上両性で構成されていること。</p> <p>（2） 同一の医療機関（本学と密接な関係のある医療機関を含む。）に所属している者が半数未満であること。</p> <p>（3） 本学と利害関係を有しない者が含まれていること。</p> <p>3 委員会の審査のため、再生医療等について技術的な観点から検討する者（以下「技術委員」という。）を複数確保し、その中から再生医療等提供計画毎に適切な技術委員を選出し、委員会を運営しなければならない。技術委員は、当該再生医療の開始から終了にいたるまで一貫して審査に関わるものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>第5条～第14条（省略）</p> <p><u>附 則（平成29年2月24日東医大発第89号）</u></p> <p><u>この規程は、平成29年3月1日から施行する。（第4条第4項の新設）</u></p>	<p>第5条～第14条（省略）</p>